

平成30年3月31日

那須雪崩事故遺族一同 様

栃木県教育委員会教育長 宇田貞夫

平成30年3月16日付け要望に対する回答について

このことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 平成29年3月27日に発生した雪崩事故について、県及び県教育委員会側が全面的に責任を負うものと考えます。県及び県教育委員会の見解を、文書で御回答ください。

(回答)

県としての賠償、すなわち責任の問題につきましては、今回は、学校教育の一環である部活動中の事故・公務中の事故であり、また、講習会に参加した生徒達には責任がないことから、県に賠償責任があると考えております。

既に年末に、示談に向けたお話を聞いていただけるよう、お願いをしているところですが、生徒の御遺族の皆様に対しましては、時間をかけて、丁寧に御説明をして参りたいと思います。

- 2 平成29年3月に発生した那須雪崩事故及び平成22年3月に発生した雪崩事故について、関係者の処分がいつ、どのように行われるのか御回答ください。

その回答は、添付の別紙に記入する形でお願いいたします。「その処分に至った理由」も併せて御回答お願いいたします。

また、「教職員懲戒処分の基準」を参考とし、「生徒教員8名死亡・重軽傷者40名」という重大な結果を反映した量定を遺族が考えて併記しています。もし、県教委が下される処分が、遺族が考える量定を下回るものとなる場合は、どのような事態であれば遺族が考える量定に値するのか、例示により回答お願いいたします。

(回答)

関係する教職員の処分につきましては、3月19日の教育委員会で処分内容を決定いたしました。

処分内容につきましては、既に御連絡したとおり、猪瀬教諭と菅又教諭が停職5月、渡辺教諭が停職3月、講習会講師及び引率教員が口頭訓告(1名)又は嚴重注意(4名)、真岡高校長が管理監督責任により文書訓告、教育委員会事務局スポーツ振興課長及び教育次長(指導担当)が管理監督責任により文書訓告といたしました。

御遺族の皆様方にとっては、御不満な内容かもしれませんが、様々な観点から、内容を精査し、丁寧かつ慎重に検討した上で、総合的な判断により決定いたしました。決して甘い処分ではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

なお、「どのような事態であれば、遺族の考える量定に値するのか」とのお尋ねをいただいておりますが、免職としている事案は、酒酔い運転による事故や児童生徒に対する猥褻行為など、故意、かつ、刑法に触れるもの等が対象となっております。その点、御理解をいただきたいと思います。

- 3 再発防止策の進捗状況や今後の対応などについて、説明会を実施していただきたく、要望します。

その際は、遺族等全体への説明会とし、説明資料の配布と責任をもって回答できる方の出席も併せてお願いいたします。

(回答)

本年1月に公表いたしました「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づき、各学校・高体連等の安全・危機管理の指導・助言・チェック等を一元的に行う学校安全課を新たに設置するなど、再発防止及び学校安全・危機管理体制強化の取組を着実に推進しているところであります。

再発防止策の進捗状況等につきましては、外部の委員を含めた「高校生の登山等の安全確保に関する連絡協議会（仮称）」の場に御報告し、御意見を伺うこととしていきます。

この会議は、公開することとしており、御遺族等の皆さんに御案内を差し上げるとともに、その結果をお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。